

内閣参質一七六第一三五号

平成二十二年十二月七日

内閣総理大臣 菅 直 人

参議院議長 西岡武夫殿

参議院議員福島みずほ君提出防衛計画の大綱に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出防衛計画の大綱に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

「平成十七年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成十六年十二月十日閣議決定。以下「現大綱」という。）の見直しについては、現在、内閣官房が中心となつて検討を進めるとともに、安全保障会議において、議長である内閣総理大臣の下、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官その他の関係閣僚が精力的に審議を行っている。

一の3について

「新たな時代の安全保障と防衛力に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）は、現大綱の見直しに係る検討に資するため、鳩山内閣総理大臣（当時）が、有識者に参集を求め、御意見をいただくことを目的として開催したものであるが、懇談会の開催に当たっては、自由闊達^{かっ}に議論していただく観点から、議論の内容に制約を課すような「枠組み」は示していない。

二の1及び2について

政府としては、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの

基本理念を堅持している。

二の三について

御指摘の衆議院本会議において、菅内閣総理大臣は、「ある事態がこの地域で起きるなら、そこにウエ
ートを移していく、動的な防衛力というものに変えていかなければならない時代にやっけてきている」と答
弁しているところであるが、その具体的な内容も含め、我が国の防衛力の在り方については、現大綱の見
直しの中で検討を進めているところであり、現時点でお答えすることは困難である。